

## 自由金利型定期預金（M型）規定

（スーパー定期）

### I 一般型

#### 1.（預金契約の成立）

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

#### 1.の2（預金の支払時期）

自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」という。）は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

#### 2.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という）および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」という）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合のこの預金の利息の支払いは次ぎによります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次ぎのとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに、提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

C 定期預金とする場合には、当金庫所定の基準により、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」という。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当金庫の店頭に掲示する利率を適用します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③ 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①、②にかかわらず約定日数および約定利率によって6ヶ月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(2)の2 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(3) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定第2

条第2頁の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）および次ぎの預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日の普通預金利率を下限とします。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6カ月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日がある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1カ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
    - A 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率
    - B 6カ月以上1年未満……………約定利率×50%
    - C 1年以上3年未満……………約定利率×70%
  - ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
    - A 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率
    - B 6カ月以上1年未満……………約定利率×40%
    - C 1年以上1年6カ月未満……………約定利率×50%
    - D 1年6カ月以上2年未満……………約定利率×60%
    - E 2年以上2年6カ月未満……………約定利率×70%
    - F 2年6カ月以上4年未満……………約定利率×90%
  - ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
    - A 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率
    - B 6カ月以上1年未満……………約定利率×40%
    - C 1年以上1年6カ月未満……………約定利率×50%
    - D 1年6カ月以上2年未満……………約定利率×60%
    - E 2年以上2年6カ月未満……………約定利率×70%
    - F 2年6カ月以上3年未満……………約定利率×80%
    - G 3年以上5年未満……………約定利率×90%
  - ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
    - A 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率
    - B 6カ月以上1年未満……………約定利率×30%
    - C 1年以上1年6カ月未満……………約定利率×40%
    - D 1年6カ月以上2年未満……………約定利率×50%
    - E 2年以上2年6カ月未満……………約定利率×60%
    - F 2年6カ月以上3年未満……………約定利率×70%
    - G 3年以上4年未満……………約定利率×80%
    - H 4年以上5年未満……………約定利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 3. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記2.の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書(通帳)を発行しないこととし、次ぎにより取扱います。
  - ① 中間利息定期預金の内容については、別途に通知します。なお、印鑑はこの預金届出印鑑を兼用します。

- ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当金庫所定の証書の受取欄または払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。
- ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。

#### 4. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上  
(R2. 4. 1. 改定)